

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション 運営規程

第 1 条 事業の目的

医療法人豊田会が開設する介護老人保健施設ハビリスーツ木（以下「施設」という。）が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

第 2 条 適応範囲

介護保険 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業に適用する。

第 3 条 主管部署／管理部署

主管部署／管理部署は介護老人保健施設ハビリスーツ木事務部とする。

第 4 条 運営の方針

4. 1 当施設では、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
4. 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
4. 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努める。
4. 4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
4. 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
4. 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかわる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

第 5 条 施設の名称及び所在地等

当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施 設 名 介護老人保健施設ハビリスーツ木
- (2) 開 設 年 月 日 平成 11 年 1 月 5 日
- (3) 所 在 地 愛知県刈谷市一ツ木町 4 丁目 4 1 番地 4
- (4) 電 話 番 号 0566-29-3611 F A X 番 号 0566-29-3621
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（2352980003 号）

第 6 条 従業者の職種、員数及び職務の内容

当施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（医師で施設入所と兼務）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーション運営規程

分類番号 HB 事務-M0018

版 数 24

頁 2/5

(2) 従業者

医師 2名以上（管理者を含む）（施設入所と兼務）

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 13名以上（施設入所と兼務）

看護職員 2名以上【常勤換算】

介護職員 10名以上【常勤換算】

支援相談員 4名以上（施設入所と兼務）

管理栄養士 2名以上（施設入所と兼務）

従業者は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

事務職員 4名以上（施設入所と兼務）

従業者は、必要な事務を行う。

第7条 営業日及び営業時間

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

(1) 日曜ならびに年末年始(12月30日～1月3日)を除き、営業日とする。

(2) 短時間デイは、上記から土曜日を除いた日を、営業日とする。

(3) 営業時間は午前8時半から午後5時までとする。

(4) サービス提供時間

① 通常のデイ《所要時間6時間以上7時間未満》

午前9時30分から午後3時45分までをサービス提供時間とする。

② 短時間デイ《所要時間1時間以上2時間未満》

サービス提供時間を午前10時00分から午前11時10分の70分とし、個別リハビリテーションを含むサービスを提供する。

第8条 利用定員

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員を、

通常のデイ《所要時間6時間以上7時間未満》 110名

短時間デイ《所要時間1時間以上2時間未満》 10名

の合計120名とし、定員から通所リハビリテーションの利用者数を除いた定員を介護予防通所リハビリテーションの定員とする。

第9条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容

9. 1 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画およびリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
9. 2 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。(短時間デイを除く)
9. 3 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。(短時間デイを除く)
9. 4 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーション運営規程

分類番号 HB 事務-M0018

版 数 24

頁 3/5

第10条 利用者負担の額

利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払を受ける。
- (2) 食費、日用品費、教養娯楽費、おむつ代、区域外の送迎費、その他費用等料金を、重要事項説明書に記載の料金により支払を受ける。

第11条 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は刈谷市全域、知立市全域、安城市(緑町・美園町・二本木町)、大府市(北崎町)、**豊田市(大島町・駒新町・駒場町・中田町)**とする。

第12条 サービスの利用にあたっての留意事項

12. 1 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
12. 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

第13条 非常災害対策

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行なう。

第14条 職員の服務規律

14. 1 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
 - (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

第15条 その他運営についての留意事項

15. 1 施設職員の資質を向上させるための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用時オリエンテーションにて研修
 - (2) 継続研修、勉強会 年10回以上
15. 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
15. 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
15. 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人豊田会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第16条 虐待の防止のための措置

16. 1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図るものとする。

通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーション運営規程

分類番号 HB 事務-M0018

版 数 24

頁 4/5

16. 2 施設における虐待防止のための指針を整備するものとする。
16. 3 施設において、介護職員その他の従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施するものとする。
16. 4 前16. 3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

第17条 改訂履歴表

版数	年 月 日	改訂内容／理由
00	平成12年04月01日	新規制定
01	平成13年01月01日	定員の変更
02	平成13年04月01日	従業者の員数の変更
03	平成15年10月01日	定員の変更
04	平成16年06月01日	従業者の員数・入所定員の変更による改訂
05	平成17年01月31日	書式変更および従業者の員数の変更
06	平成17年10月01日	介護保険法改正、個人情報保護に関する追記
07	平成18年04月01日	介護保険法改正、従業者の員数の変更
08	平成19年04月01日	従業者の員数の変更
09	平成20年04月01日	従業者の員数の変更
10	平成20年05月03日	市の区画整理事業による住所地番の変更
11	平成21年04月01日	従業者の員数の変更、サービス提供時間の変更 介護保険法改正に伴う改訂
12	平成22年04月01日	従業者の員数の変更
13	平成23年04月01日	従業者の員数の変更
14	平成24年04月01日	サービス提供単位の削除・提供地域の変更 従業者の員数の変更
15	平成25年04月01日	従業者の員数の変更
16	平成26年06月01日	従業者の員数、通常の事業の実施地域の変更
17	平成27年04月01日	従業者の員数の変更
18	平成28年04月01日	短時間デイの追加、従業者の員数の変更
19	平成29年04月01日	従業者の員数の変更
20	平成30年04月01日	従業者の員数の変更、サービス提供時間帯区分 の変更
21	平成31年04月01日	従業者の員数の変更
22	令和02年07月01日	従業者の員数の変更

通所リハビリテーション及び
介護予防通所リハビリテーション運営規程

分類番号 HB 事務-M0018
版 数 24
頁 5/5

23	令和 03 年 06 月 01 日	従業者の員数の変更、第 1 6 条の追加
24	令和 5 年 02 月 01 日	第 11 条 通常の事業の実施地域の拡大

第 1 8 条 決裁欄

承認 企画本部長	照査 施設長	作成 事務長
田 中	三 浦	河 合